



本巣市景観計画

概要版



令和8年3月
岐阜県本巣市

景観計画のエリア

景観計画区域

景観計画区域は市全域とします

地域別方針

景観計画区域に4つの地域と1つの地区を設定し、それぞれの地域・地区に景観づくりの方針を定めます。

自然系地域

豊かな自然環境と農山村文化を守り活かした、美しい景観づくり

住居系地域

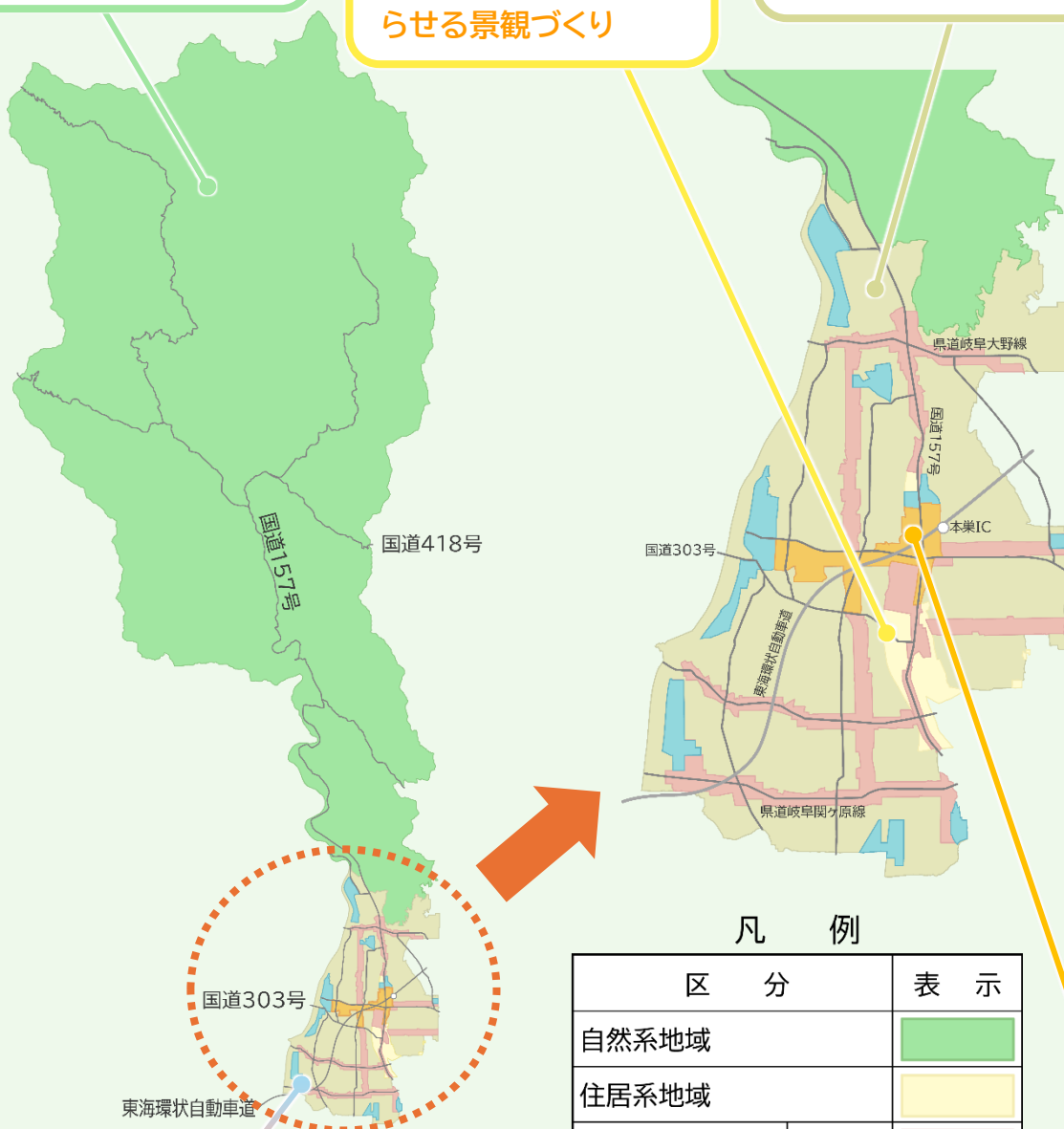
身近な緑と水辺を大切にしながら、快適に暮らせる景観づくり

農業系地域

田園・里山・水辺の風景や農村文化を活かした、潤いと安らぎが感じられる景観づくり

沿道・業務系地域

市内外の人が快適に移動でき、周辺環境と調和した魅力ある通りの景観づくり



凡 例

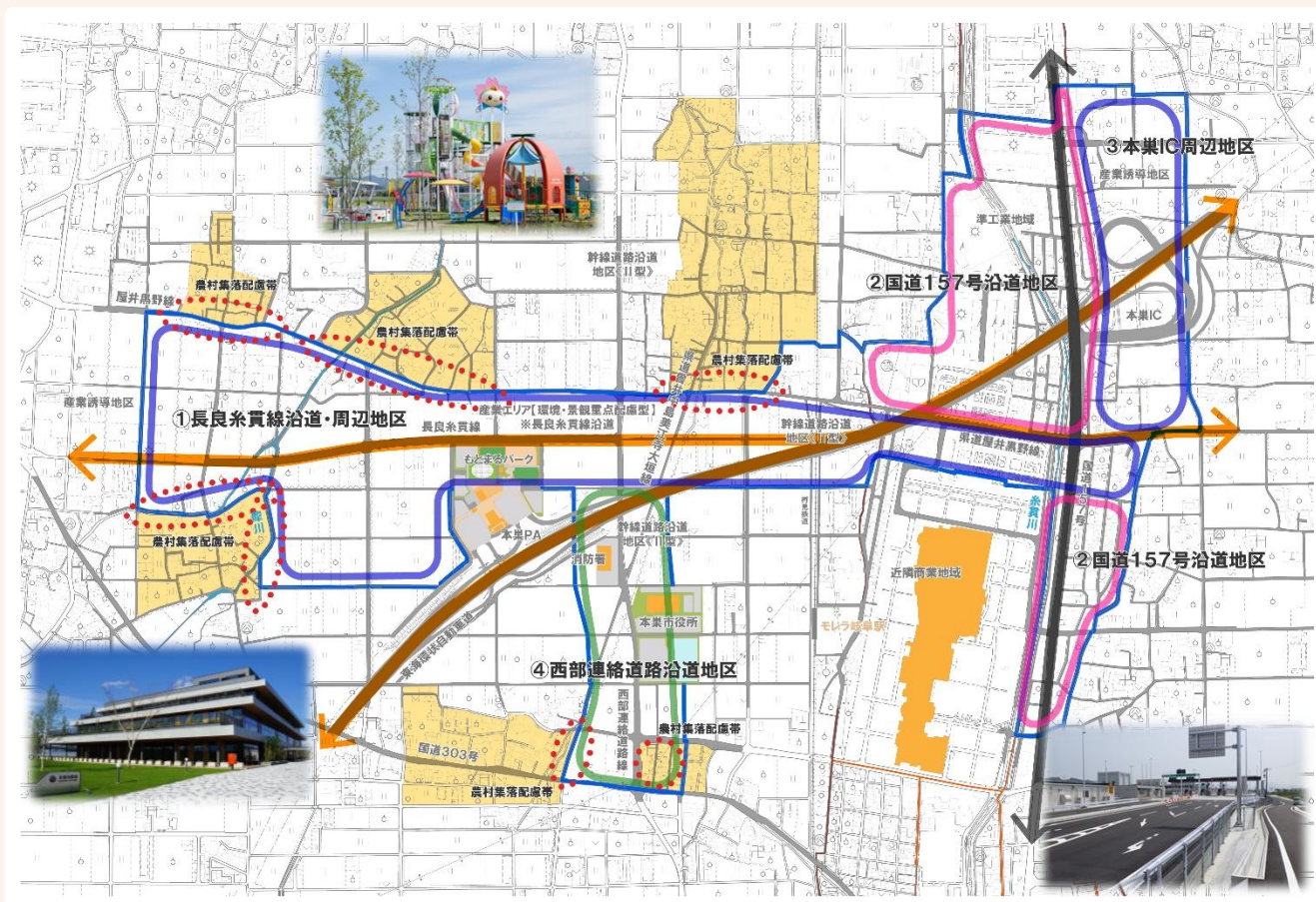
区 分		表 示
自然系地域		
住居系地域		
沿道・業務系地域	沿道型	
	業務型	
農業系地域		
街並み形成地区		P2 へ

街並み形成地区

- 東海環状自動車道本巣 IC・PA ともとまるパーク、本巣市役所といった施設が立地し、新たな本巣市の中心部となることが期待される本地区に、良好な景観を形成するため、地区の設定と景観形成の方針を定めます。

地区の方針

人々が集い・行き交い、
新たな魅力を生み出す空間の景観づくり



地区名	目指す景観
① 長良系貫線沿道・周辺地区	新しい土地利用によって、将来的に本市の中心市街地の骨格を形成する地区です。
② 国道157号沿道地区	既成市街地の居住環境を守るため、著しく彩度、明度の高い色彩の利用等を抑制します。
③ 本巣IC周辺地区	山並み、田畑、集落と新たな建築物によって形成される風景が、本巣市の新しい玄関口にふさわしいものとなるような基準とします。
④ 西部連絡道路沿道地区	本巣市の行政、商業サービスの中心として、自然と融和した都市景観を形成できるような景観基準とします。
⑤ 農村集落配慮帯	既存の農村集落に隣接する地区には、集落地景観保全のための景観基準を設けます。

行為の制限に関すること

- 景観計画では、良好な景観の形成のため、建築行為等を行う際に守っていただくルールを定めます。

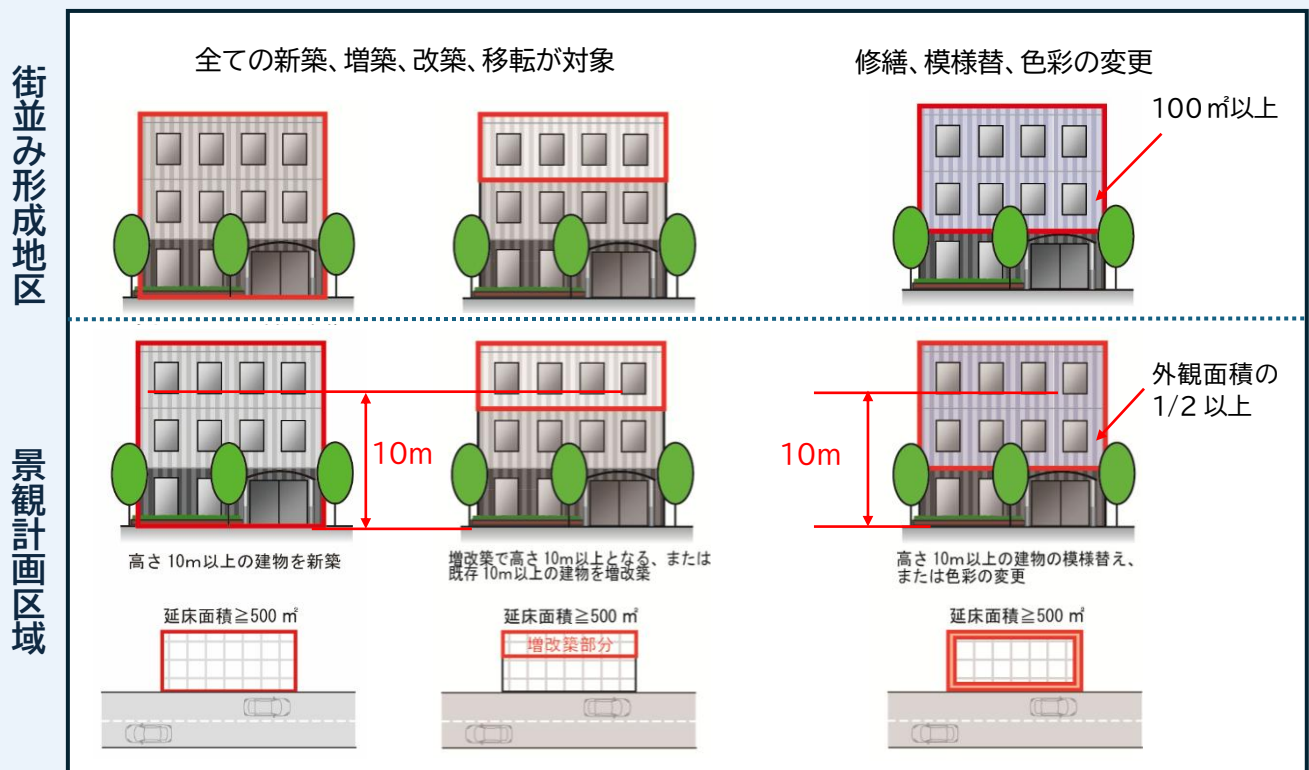
届出対象行為

景観に影響を与えると考えられる行為のうち、一定の規模を超えるものが届出の対象となります。

建築物と工作物の建築等の届出対象規模は、街並み形成地区 と それ以外の景観計画区域で異なります。

① 建築物の建築等

区分	届出対象(街並み形成地区)	届出対象(景観計画区域)
新築、増築、改築、移転	すべての新築、増築、改築、移転する建築物	延床面積が 500 m ² 以上のもの又は高さが 10m(3階建て相当)以上のもの※
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が 100 m ² 以上の場合	上記の規模に該当する建築物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の 1/2 以上のもの



※ 建築物の高さについて

大規模な建築物は、本市の自然景観や田園風景への眺望を阻害する要素となる可能性があります。そのため、特に、街並み形成地区は高さ 12m、景観計画区域は高さ 15m 以上の建築物の建築等(新築、増築、改築、移転)については、事前に本巣市景観アドバイザーと協議し※、景観上の配慮方法に関する助言を受けることとします。

※12m、15m 未満の建築物の建築等についても、必要に応じて、本巣市景観アドバイザーに相談

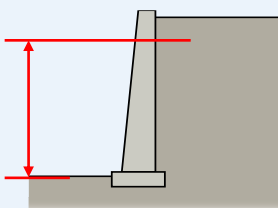
②工作物の建築等

区分		届出対象 (街並み形成地区)	届出対象 (景観計画区域)
新設、増築、改築、移転	擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するもの	高さが3m以上のもの	高さが5m以上のもの
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	すべての新築、増築、改築、移転する工作物	築造面積が500㎡以上のもの又は高さが10m以上のもの
	煙突、排気塔その他これらに類するもの		
	鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱その他これらに類するもの		
	電波塔、物見塔、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの		
	高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの		
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設		
	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	自動車車庫の用に供する立体的な施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設		
汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する施設			
太陽光発電施設 その他これに類するもの	敷地面積が10㎡以上のもの又は見付け(パネル又は架台)の高さ1.5mを超えるもの	敷地面積が500㎡以上のもの又は見付け(パネル又は架台)の高さ13mを超えるもの	
外観の変更をすることとなる修繕、模様替、色彩の変更	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が100㎡以上のもの	上記の規模に該当する各種工作物のうち、外観の変更の範囲が外観面積の1/2以上のもの	

【擁壁 等】

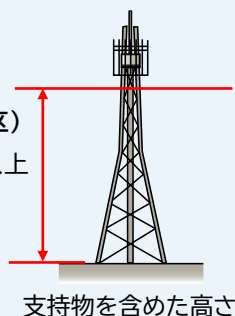
高さが3m以上のもの
(街並み形成地区)

高さが5m以上のもの
(景観計画区域)



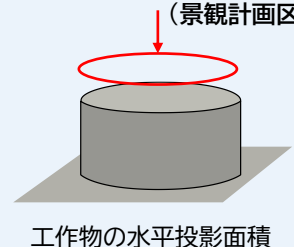
【電波塔 等】

すべてのもの
(街並み形成地区)
高さが10m以上のもの
(景観計画区域)



【貯蔵施設 等】

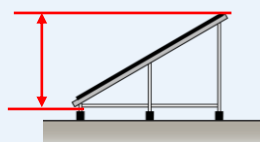
すべてのもの(街並み形成地区)
築造面積が500㎡以上のもの
(景観計画区域)



【太陽光発電施設 等】

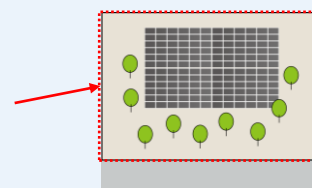
見付け高さが
1.5m以上のもの
(街並み形成地区)

見付け高さが
13m以上のもの
(景観計画区域)



敷地面積が
10㎡以上
(街並み形成地区)

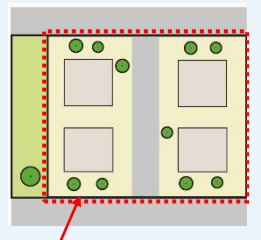
敷地面積が
500㎡以上
(景観計画区域)



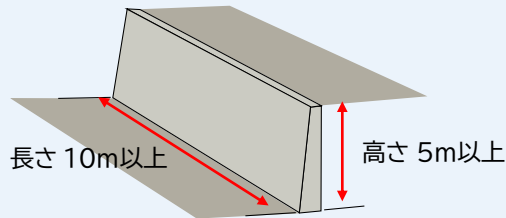
③開発行為 ④土地の形質の変更 ⑤屋外における物件の堆積

区分	届出対象
開発行為	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの又は高さが 5m以上、かつ長さが 10m以上となる法面、擁壁を生じるもの
土地の形質の変更	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m ² 以上のもの、又は高さが 5m以上、かつ長さが 10m以上となる法面、擁壁を生じるもの
屋外における物件の堆積	当該行為に係る期間が 60 日以上継続し、かつその用途に供する土地の面積が 500 m ² 以上のもの

【開発行為】

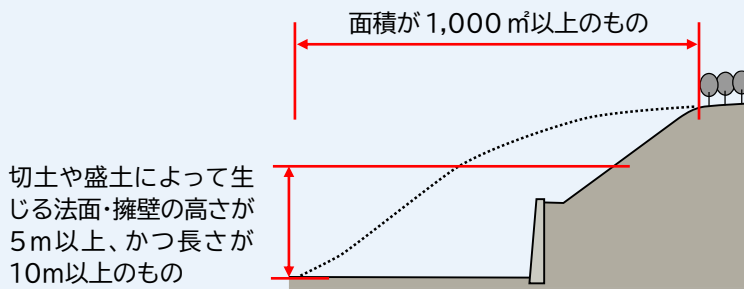


開発面積 1,000 m²以上



切土や盛土によって生じる法面・擁壁の高さが 5m以上、かつ長さが 10m以上のもの

【土地の形質の変更】

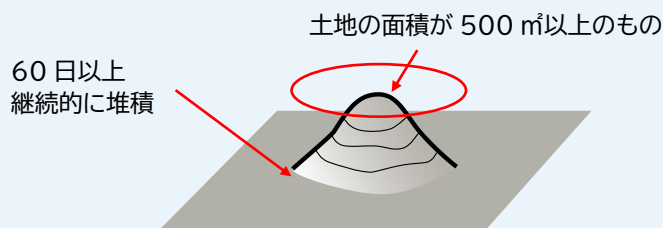


切土や盛土によって生じる法面・擁壁の高さが 5m以上、かつ長さが 10m以上のもの

土地の形質の変更とは・・・

- ・切土や盛土により土地の形状を変更する行為
- ・宅地以外の土地(農地・山林など)を宅地にする行為

【屋外における物件の堆積】



60 日以上 継続的に堆積

土地の面積が 500 m²以上のもの

景観形成配慮事項

- すべての建築行為等を行う際に自主的に配慮いただく事項として、「景観形成配慮事項」を定めます。

景観形成配慮事項の例

周辺景観との調和に対する配慮

周辺環境との調和

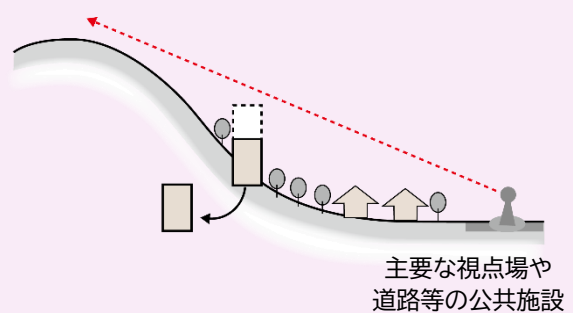
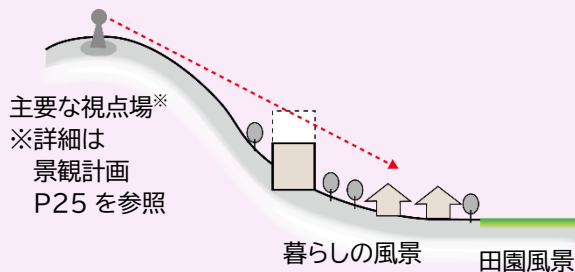


緑の連続性



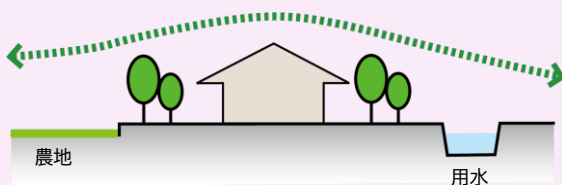
良好な眺望に対する配慮

山並みや田園風景を分断しない高さ



良好な景観資源に対する配慮

田園景観との調和、連続性



農地と隣接する部分を緑化する、高さを抑える、落ち着いた色彩とする等



景観形成基準

- 最低限遵守すべき事項として、「景観形成基準」を定めます。
「街並み形成地区」には、より詳細な景観形成基準があります。

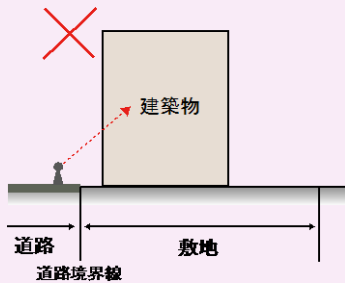
景観形成基準の例

建築物等の配置・規模に関する基準【景観計画区域一般基準】

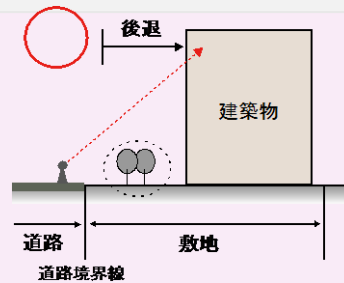
基準

道路等の公共空間や隣接地との関係を考慮し、圧迫感を与えないよう、ゆとりある空間の確保に努める。

道路境界ぎりぎりまで建築物の壁面が迫り、歩行者に圧迫感を与えている



壁面後退すれば圧迫感が軽減される
また、敷地内に生じた空地で緑化すれば、沿道景観が向上する



建築物等の配置・規模に関する基準【街なみ形成地区(長良糸貫線沿線・周辺地区基準)】

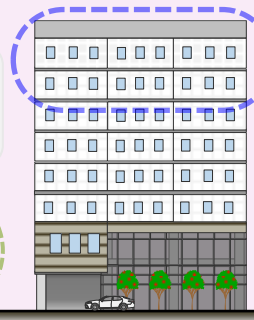
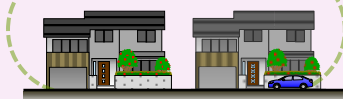
基準

【農村集落配慮帯】(当該配慮帯の位置はP-2参照)

農村集落に対し、規模や高さが圧迫感を与えないよう、敷地内において周辺環境に配慮した配置に努める。

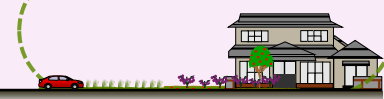
東海環状自動車道開通により
本巣IC周辺地区への投資が
進む可能性

住環境



需要に見合った規模の開発に努め、周辺の景観・環境に配慮した高さとする

田園景観



建築物等の形態意匠に関する基準【街なみ形成地区(西部連絡道路沿道地区基準)】

基準

市役所、消防署等の公共施設の立地する本巣市の新しい中心市街地沿道にふさわしい落ち着いたものとする。(当該地区の位置はP-2参照)

本巣市庁舎は、敷地内、庁舎に緑を取り入れ、高さを抑えた好事例です
この敷地内、建物緑化、また、庁舎の色彩等を参考として、庁舎周辺に高質な空間をつくることで、本巣市の新しい中心地区の魅力が向上します



マンセル値による色彩の数値基準

- 外壁の大部分を占める色彩 (基調色) はマンセル表色系による明度2以上、彩度6以下 (下図の赤破線内) とします。

基調色(ベースカラー)

外壁各面の見付面積の 50%以上を占める色。

補助色(サブカラー)は外壁の 25%、
強調色(アクセントカラー)は外壁の5%とされています。

マンセルシステムによる色彩の定規(日本色研事業株式会社)

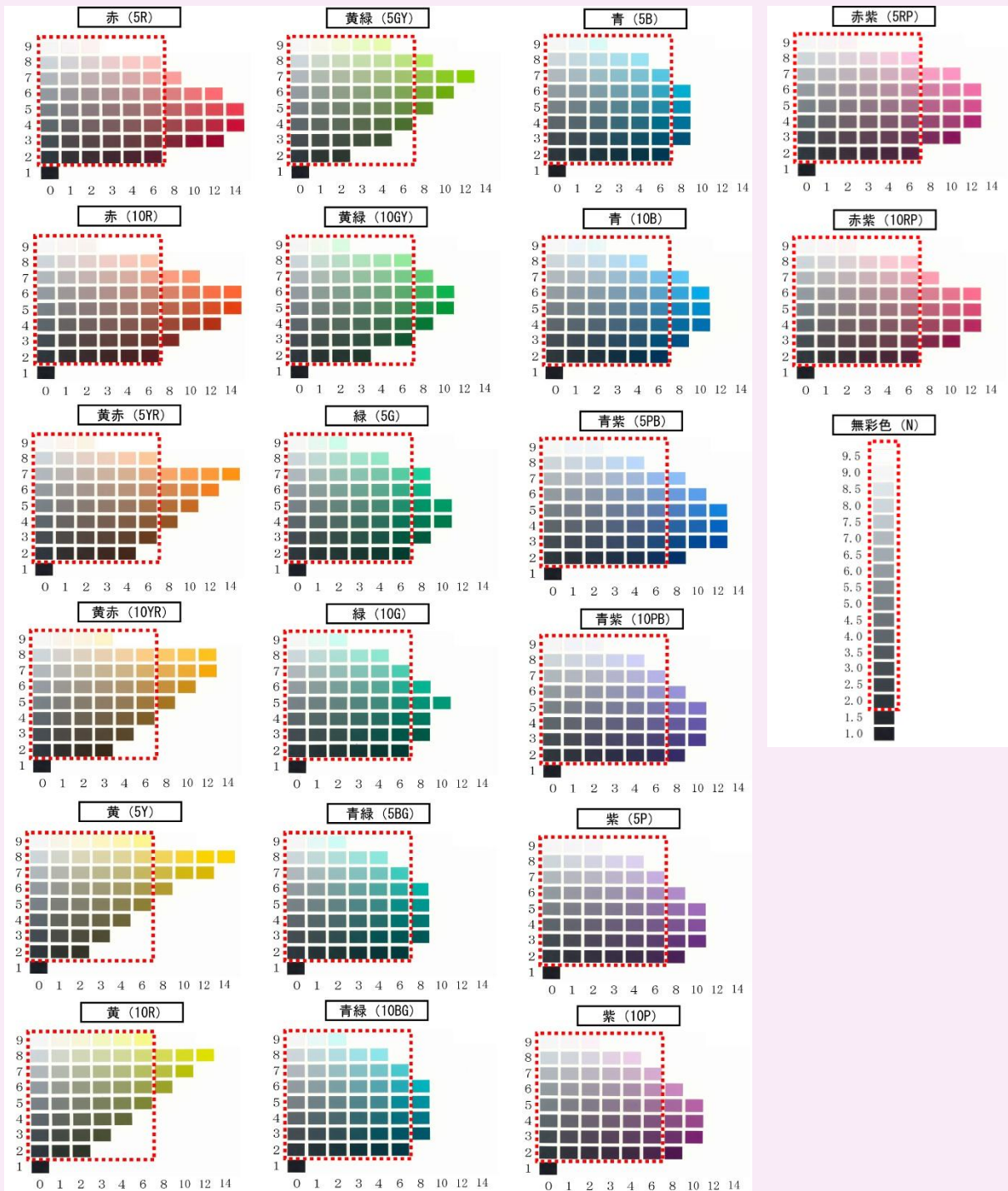
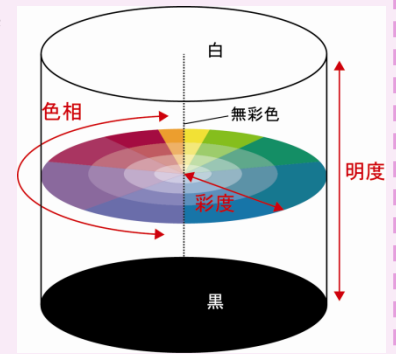
マンセル値とは、日本工業規格(JIS)に採用されている国際的な色彩の尺度である。

「色相(しきそう)」

「明度(めいど)」

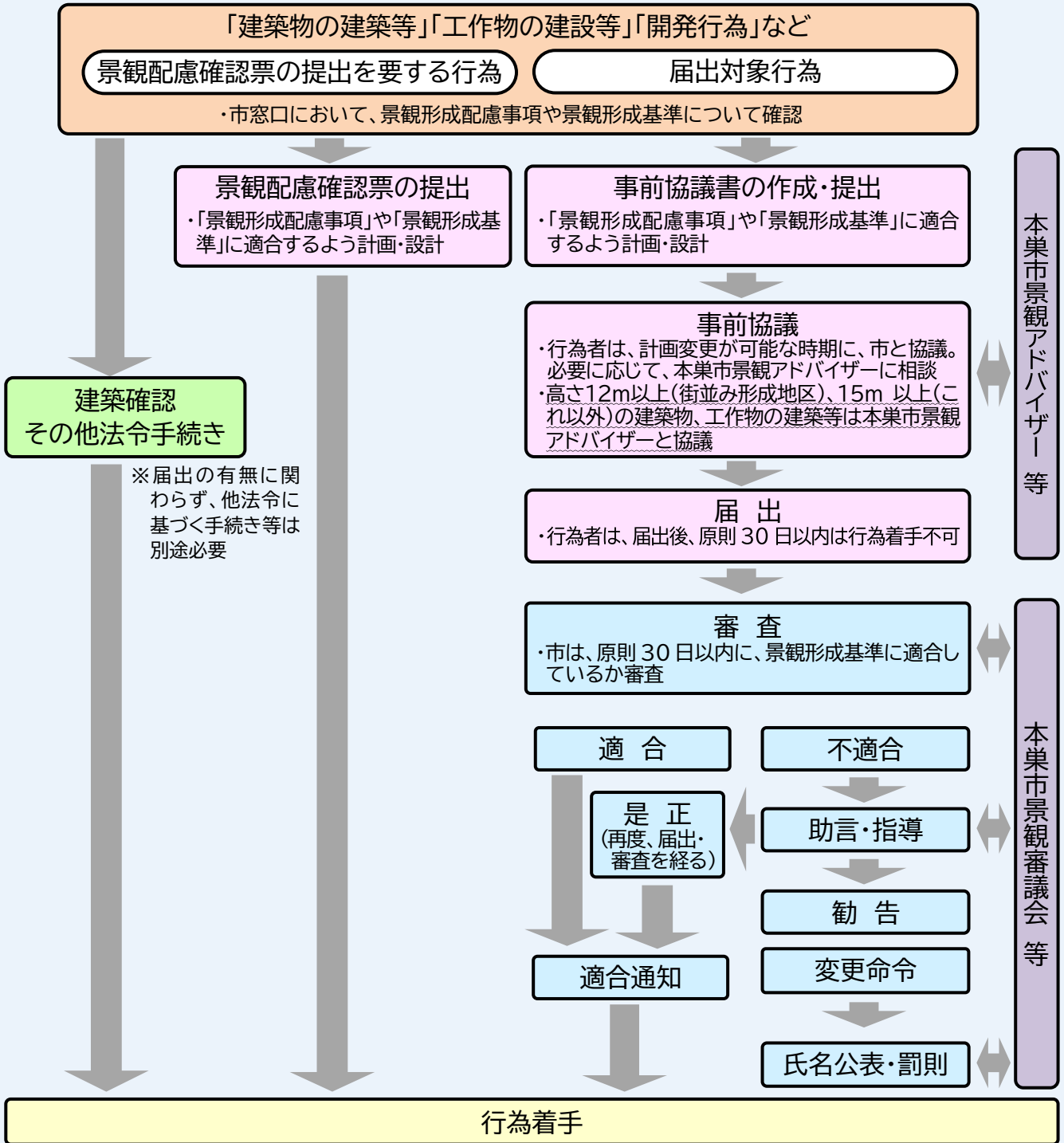
「彩度(さいど)」

という3つの属性の組み合わせによって1つの色彩を表現している。



届出の流れ

- 届出対象行為を行う場合は、行為に着手する前に市に届出をしましょう。また、届出対象行為に該当しない小規模な建築行為等を行う場合も、景観配慮確認票を提出するよう努めましょう。手続きの流れは、以下のとおりです。



お問い合わせ先

本巢市役所
都市建設部 都市計画課

TEL :058-323-7758(直通)
FAX :058-323-1157
E-mail :tokei@city.motosu.lg.jp